

# 遊漁船のご利用に際しての注意事項について

(遊漁船業の適正化に関する法律に基づく周知事項)

## ★ 爆発物や有毒物を使用して水産動植物を探らないでください。

(水産資源保護法で使用が禁止されています。)

## ★ 次の大きさ以下のアワビ、サザエを捕らないでください。

(京都府漁業調整規則で採捕が禁止されています。)

【アワビ】: 裂長（貝の長さ） 10cm

【サザエ】: 裂蓋（へた）の直径 2cm

## ★ 次の期間中は、アワビを捕ってはいけません。

(京都府漁業調整規則で採捕が禁止されています。)

【アワビの採捕禁止期間】 9月1日～11月30日まで

## ★ 次の方法で水産動植物を捕ってはいけません。

(京都府漁業調整規則で使用が禁止されています。)

【禁止漁法】: 水中に電流を通じてする漁法

: 発射装置を有するヤス

(ヤスにゴムが付いているものを含む) ⇨ 水中銃・鉄砲ヤスなど

## ★ 遊漁者は、次に掲げる漁具又は漁法以外では水産動植物を採捕することはできません。

(京都府漁業調整規則で決められています。)

① 竿釣り・手釣り

② たも網・さで網

③ 投網（船を使用しないものに限る。）

④ ヤス・は具

⑤ 徒手採捕

## ★ 遊漁者は、「ひき釣り（トローリング）」によって水産動植物を採捕することはできません。

(京都府漁業調整規則で決められています。)

## ★ 共同漁業権について

□貝類（アワビ・サザエ・ハマグリ・アサリ等）

□海藻類（ワカメ・モズク・テングサ・イグサ・エゴノリ等）

□タコ・ナマコ等のほとんど動かない水産動植物については、

その採捕の方法も含めて、京都府漁業協同組合（漁業権者）が管理を行っていますので捕らないでください。

## ★ 京都府漁場利用協定について

別紙を確認して御協力ください。